

松戸市教育委員会会議録

令和6年11月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和6年11月定例会

開 会	令和6年11月13日(水) 午前10時	閉 会	令和6年11月13日(水) 午前12時41分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和6年11月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	井之浦 太郎	21	戸定歴史館 館長	金井 隆志
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	〃 主任主事	美澤 駿輔
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23	社会教育課 課長	関根 嗣人
4	学校教育部 審議監	町山 信之	24	〃 主査	杉本 正紀
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	25	学習指導課 課長	千葉 貴子
6	〃 専門監	斉藤 政彦	26	〃 補佐	陰山 元宏
7	〃 補佐	飯島 幸枝	27	〃 補佐	藤ヶ崎 朋子
8	〃 主査	吉川 紘司	28	〃 補佐	高橋 宏樹
9	〃 主任主事	染谷 康太	29	学校給食担当室 室長	飯澤 信幸
10	学務課 課長	西田 大助	30	〃 主任主事	内藤 大貴
11	〃 補佐	佐藤 道照	31	児童生徒課 課長	志村 雅人
12	学校保健担当室 室長	板花 倫子	32	〃 専門監	壁 和宏
13	〃 補佐	飯島 雅子	33	教育政策研究課 課長	秋田 敦子
14	〃 補佐	御園生 朋寛	34	〃 補佐	植田 益規
15	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生	35	〃 主任主事	伏見 春花
16	〃 補佐	豊島 周一	36	学校施設課 課長	久保田 昭彦
17	〃 補佐	大西 真	37	〃 補佐	永澤 郁雄
18	〃 主任主事	山下 航	38	〃 補佐	栗山 誠
19	博物館 次長	染野 寿郎	39	〃 主査	藤井 大介
20	〃 補佐	加藤 尚美	40		

令和6年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和6年11月13日（水） 午前10時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和6年11月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第28号

令和6年度末及び令和7年度松戸市立小・中学校職員
人事異動方針並びに令和6年度末及び令和7年度松戸
市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について
(学務課)

② 議案第29号

令和5年度版 教育委員会の点検・評価報告書について
(教育総務課)

③ 議案第30号

令和6年松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）
に対する意見聴取について
(教育総務課)

(2) 報告等

① 松戸市戸定邸保存活用計画（案）のパブリックコメント実施について
(文化財保存活用課)

② 『松戸市いじめ防止基本方針』の策定に向けた、パブリックコメント
（意見募集）手続の実施について
(児童生徒課)

教育長 では初めに、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在1名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降の傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和6年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件となっております。このうち、議案第30号は、市長の意思決定に関わる重要な事項に属する案件となります。したがいまして、この審議を秘密会としてはいかがかをお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第30号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、議案第30号の審議は秘密会といたします。

また、秘密会は議事を取っていないところですが、議案第30号につきましては、記録を残したいと考えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、そのように取り計らいいたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいま決定のとおり議案第30号は秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他については、秘密会とした議案の前に審議したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等、それからその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第28号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第28号「令和6年度末及び令和7年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和6年度末及び令和7年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課長の西田です。よろしくをお願いいたします。

議案第28号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、県費負担教職員の人事異動について、任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針、実施細目に基づいて、松戸市の考えを盛り込みながら推進するものでございます。

昨年度からの変更点についてのみ、6ページの新旧対照表にて説明をいたします。

1点目は、基本方針並びに実施方策の年度の変更となります。「令和6年度末及び令和7年度」と表記しております。

2点目は、4ページの人事異動実施方策の2の(3)の括弧ただし書に当たる部分の変更です。

すみません、ここで資料の訂正をお願いします。

この括弧ただし書の、「ただし、令和6年度末60歳の者について」という記載がありますが、これは「令和5年度末60歳」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

ただし書に当たる部分は、昨年度、定年延長に伴い特例として勤務校の勤務年数に関わらず、強力な配置換えを原則して行わない旨がございましたが、今年度はその特例がございませんので括弧ただし書部分を削除しております。

3点目は、同じく4ページの人事異動実施方策の2-(3)並びに(4)の文言の変更です。

昨年度までは「強力的に」とあった文言を、県の細目にあるように「積極的に」と改めました。これは昨年度の松戸市教育委員会会議にてご指摘を受けた点を今年度の方策から適用するためでございます。

他の点については、昨年度と本年度の県公立学校職員人事異動細目を比較したところ大きな変更事項はございませんでしたので、松戸市の方策についても他の内容の変更はございません。今年度も本異動方策に基づき、人事異動を適切に実施してまいりたいと思っております。

以上、人事異動方針並びに人事異動方策についての説明といたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第28号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 2ページの、方針6の(3)に、「副校長」と「教頭」と書いてありますが、私の理解では、中学校で第一中学校のみに副校長がおられるということだったんですけども、その後、この副校長というのは中学校で今現在、何名ぐらいおられるのか。それから、教頭との仕事の違いはどうか。

あと、それから、働き方改革の超勤時間との関係もあるんですが、私も学校訪問して気づくんですけども、やっぱり教頭の超過勤務が非常に多いということはどこも共通してると思います。それとの関係で、副校長を今後、増やして行って、副校長と教頭を両方置くようにして教頭がしていた仕事を2人で手分けをする、副校長と教頭でちょっと役割が違うかもしれないんですけど、いずれにせよ手分けをするようにして軽減を図るとか、あるいは教頭を2人にするによって1人当たりの仕事を減らしていくというような方針を持っておられないのか、そういうこともちょっと合わせてお聞きしたいと思います。

最近、六中で、教頭先生が2人になっておられるということもちょっと聞いたんですが、その辺のところも含めて、差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 ご質問ありがとうございました。

現在、副校長が配置されているのは第一中学校のみとなっております。第一中学校ほかに教頭が1人おりますので、校長以外の管理職は2人おります。

そのほかに教頭2人制を取っているのは、今お話があった第六中学校、松戸市内においてはそこが校長以外の管理職が2人いる学校でございます。

管内の現況で申しますと、副校長が配置されているのは一中も含めて3校、教頭2人制がある学校は12校となっているようでございます。松戸市の場合は、一中、六中ともに規模が大きい、そういった面がまず第一にあるのかなと思います。

また、例えば教頭もいろいろな役割を、学校内だけでなくいろいろな役割を持っていて、例えば今年、六中の教頭は、全国教頭会の副会長を仰せつかっております。そういった事務量が特別多いような状況も、これは必ずというわけではないのでございますので、そういったところが配置に影響する部分はあるかと思えます。

また、これは聞いた話ですけど、流山のほうは、今、小学校のほうが非常に大規模化していて、そういうところは教頭2人制を取っているところが多いと聞いております。

副校長ができた経緯は、ごめんなさい、ちょっと私も記憶が、もしかしたら確かじゃない面もあるんですけど、たしか平成18年に学校教育法が変わり、そのときに副校長とか主幹教諭とか指導教諭とか、そういった新たな職ができたのかなと。それがやはり、いわゆる鍋底型というような教員組織を、もうちょっと縦にしっかり線を通してやっていくということでできた新たな職なのかなと理解をしております。

ただ、今申し上げたように、副校長がどれだけ配置されてるかという、今言った現状です。まだ千葉県はそこまで副校長がいない。ただ、例えば東京とか他自治体では、またちょっと状況が違うということも伺っているところでございます。

また、教頭の働き方については、もしかすると前の教育委員会会議でもちらっとお話したこともあったかもしれないですけど、まず、教頭の超過勤務が他の教諭とか職員と比べて多いと。これは統計上も出ているところはございますので、例えば、松戸市はそんなに配置はないですけど、教頭支援のための非常勤職員が今年新たに申請されたりですとか、国・県でもそういったことについて手だてをやっていかなければいけないなという動きはあるのか

など認識しております。

私ども各教育委員会でも、文書を発出するのがこちらですので、その文書を主に担当するのが教頭先生方ということもありますので、なるべくこちらでできることはやったりですとか、例えばエクセルを使うのであれば、そのエクセルの入力を簡易化する方策を考えるとか、いろいろな工夫は以前からしているところではございます。

伊藤委員 そうしますと、この（３）の記述では、副校長は教頭を経験されて、その実績等を踏まえて副校長になるということですので、教頭をやらずに副校長になることはなく、また、校長は必ずしも副校長を経験しないで教頭からいきなり校長になられる方も大勢おられると理解して、従って副校長というのは、こういう方もおられますよというような形でこの記述があると理解してよろしいですね。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 おおむね今のお考えでよろしいかと思えます。

最初、校長も、要は教職を経験するようなお仕事で経験があれば教頭とかそういうものじゃなく、一般企業からでも校長になれるという制度ができました。その後、それは副校長や教頭に拡大をされているので、特に教職の経験がないと管理職になれないということではないですが、ただ、先ほど伊藤委員もおっしゃっていたように、副校長になる者は、やっぱり教頭を経験した者が副校長になるという流れは、基本的にはその流れになるかと認識しております。

伊藤委員 分かりました。

それから最後にもう一点だけ。課長もおっしゃったんですけども、これまで「強力に」という言葉が使われていて、やっぱり「強力にやる」というのは私も不思議な表現だなと思って申し上げて、今回それが「積極的に」という形に変更していただけたのでよかったと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見ありがとうございます。

ほか。はい、中西委員。

中西委員 すみません、先ほどの副校長と教頭のお話ですけど、あまり突っ込んで聞いていいかどうかということもあるんですけど、ご説明にあったように、東京はみんな副校長になってるわけですよ。これ、給料表とかの問題と関連するんでしょうか、素朴な疑問として。その違い、千葉県と東京都の違いとかですね。その辺は、そういう給与の問題があるのか

など思ったりもするんですが。

それともう一つは、今ほど、その副校長と教頭がいるところと教頭2人というのは、これは仕事のやり方が、この2つのパターンで違うんでしょうか、そこがよく分からないのですが。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 まず、給与の点ですけど、教頭と副校長は給与の級が違うので、副校長のほうが給料は多少多いということにはなります。

あと、そのこの学校において、じゃあ副校長、教頭がいるところと、教頭2人いるところで、学校管理上、運営上、どう違うんだということだと思んですけど、正直、そのいる、そういうところで、じゃあ学校はそのいる人をどう使うかという部分があるので、まああまり変わらないというか。ただ、副校長が、より校長に近い立場で管理運営することが仕事と学校教育法ではなってますので、そういった違いはあるのかなと思います。

以上です。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 すみません、私がちょっとだけ解説をさせていただきます。

中西委員がおっしゃったように、東京都は教頭職を置かず、ほぼほぼ全て副校長職を置いています。それは、先ほど学務課長もちょっと説明がありましたけども、学校の組織体制の違いですね。昔は、この法改正がなされる前は、基本的に、学校というのは校長、教頭が管理職で、あとは全て教諭という立場で、そういった組織で運営していたんですけども、やっぱり教育課題が多岐にわたるようになりまして、その学校経営について、もっと専門的に組織的に取り組まなければいけないというような、組織への意識が高まってきたところで、校長に次ぐ副校長という組織をつくり、教頭を置き、あるいは教頭を置かずに副校長以外に、この主幹教諭ですとか、指導教諭ですとか。今回の改定では、若手教員の指導を担うような中間的な職務を置くという形で、学校の組織体系をどう変えるかという認識です。

千葉県の場合は、先ほど学務課長から説明あったように、全校に副校長を置いていないのは、まだ多分、試行段階なんだろうなと私は感じています。比較的、規模の大きな学校や、何らかの教育課題があるような学校に副校長職を置いて、どのように経営していくかということを進んでいるのではないかなと感じています。

副校長と教頭の大きな違いは、「必要に応じて教育をつかさどる」という文言がありません。教頭は必要に応じて教育をつかさどりますので、基本的に、直接、子どもたちへの学習

指導を担うケースもありますが、副校長になると、もう基本的には学校の経営のほうに専念するというような、多分流れになってきていると思います。

先ほどあったように、この東葛地域でも数名の副校長が配置されているということは、県のほうで、そこそこの地域にそれぞれの教育課題があったり、学校の、何らかの組織的な課題をクリアしていくために配置したりしているという、多分そういう流れなんだろうなと思います。今後どんなふうに組織をつくっていくかというような、1つの要素になるのではないかなと思っています。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

中西委員 はい。

教育長職務代理者 はい、和座委員。

和座委員 また別の話題ですけれども、特別支援の教育のことですけれども、3ページですけれども、最後の7-(8)のところ、こういった教育の充実、活性化を図るために、「特別支援教育を担う人材育成を意図した積極的な人事交流に努め」ていきたいと書かれています。それから、5ページのところですけれども、「教職経験の早い段階において、特別支援教育の経験を積めるように人材育成を踏まえた配置を行う」と書かれているんですけれども。

私のちょっと私見ですけども、こういった特別支援教育というのは、やはり人間というか人を大切にするという観点が非常に僕は重要なポイントになってくると思うんですね。だからその、いわゆる学習に対する到達度とか、そういうことだけではなくて、人としての教育というか、倫理的なものを含めて生徒たち、児童みんなが一緒になりながら見てるといって、ある意味では、差別化するのはなくて、やはりインクルーシブにやっていくことも非常に重要じゃないかと思ってるんですけども。そういう意味でも、やはり教師間の交流とか、あるいはその早い時期で、そういったことを経験するとか、こういうところ、非常に重要だと思うんですけども。具体的な流れが僕あまり見えないので、その辺り、もう少し具体的には実際の学校の中で、どのように交流が行われて、そしてまた人材育成の中で、実際にどういう形で早期に配置しているのかどうか、その部分について、もう少しお話を聞かせていただけないでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 ありがとうございます。

まず、交流人事についてですけど、小中学校から特別支援学校に行く、あるいは特別支援学校から小中学校に来る人数ですが、令和3年度が松戸市は2名、令和4年度が7名、令和5年度が5名となっております。

続いて、特別支援に関する育成とか、そういったお話かなと思いましたが、特別支援の学級数ですけど、松戸市内、令和4年度が159学級、令和5年度が177学級、令和6年度が190学級ということで、もう確実にというか、順繰りに増えている段階です。

令和7年度どのようになるかというのは、今、学級編成の最中なのでまだ分からないのですが。結局その学級が増えていくのは、特別支援のほうパイが少ないというか、8人で1クラスになるので、少しの人数の増減で学級が増えていきます。ただ、学級が1学級あれば担任は1人置かなければいけないので、今、いろいろと教員になる人手がかなり不足している中で、特別支援のほうが増えていってしまっている、そこにどうやって人を充てていくかというのは本当に大きな課題だなと思っております。

今の、すみません、ちょっとここ、私たちは専門外だと思うんですけど、学習指導課でも特別支援に、新しくなった方への研修会を進めてくださっていたり、校内においても特別支援の必要、大事さというのかな、必要性というのか、そういうのがすごく認識が、以前よりも深まっているのかなと。学校の中での育成ということも、しっかり取り組んでいるのかなと思っているところです。

ただ、やはりなかなか、先ほど申し上げたとおり人がいない中なので、通常学級も特別支援も変わらないかもしれないですけど、なかなか今、学校の中で課題が山積している中で、特別支援のほうですと、子どもの特性もやはり幅があって、和座委員がおっしゃったように、なかなか対応が難しい面はある中なので。いろいろそういった面での問題というものはあるのかなと。そこについて、先ほど申し上げた研修とか、あと巡回指導という形で市の特別支援の職員が行ったり、県の職員が行ったりということで、学校のほうと行政のほうと連携して、人材育成に努めているところなのかなと感じております。

以上です。

和座委員 ありがとうございます。

実際に、その学校の中では、こういった特別支援教育をしてらっしゃる先生たちと、それから普通学級の子どもたちを担当してる先生たちとの関係というか、交流というのは、実際のところはどんなことが行われているんですか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 まず、特別支援学級のほうは、通常級との交流というのは、ほぼ知的・情緒、どちらでも行っているのかなと思います。特別支援学級の職員が付き添って通常級のほうに行って活動すると。それをやるに当たっては、当然その何をするかとか、打合せとか、そういうのは必要になってくるのかなと思います。

学校の中には必ず特別支援コーディネーターという職、校務分掌というのかな、そういう役割を持っている者がございまして、その者が、そういった交流のコーディネートですとか、あと人材育成を計画的に進めていく上での研修の計画ですとか、そういったことを担っております。

和座委員 分かりました。ありがとうございます。

これは後で話題が出てくるかもしれないんですけど、いじめとか、そういったことともちよっと関わってくる問題ではないかと思うんですね。ですからそういう意味でも、できるだけ、その小学校に上がる前の状況なんかも情報をちゃんと入れながら、シームレスな形でいろいろと取り組んでいくことが必要だと思うし、今、発達障害ということで、いろんな報道がありまして、調査がありますけども、やっぱり七、八%ぐらいが何らかの形で持つてると言われているので、そういう部分も含めて丁寧にそういったお子さんたちに接していく必要があるんじゃないかなと思うので、そこら辺のところも含めて、今後私のほうも注視させていただければと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第28号を採決いたします。議案第28号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

教育長職務代理者 次に、議案第29号「令和5年度版教育委員会の点検・評価報告書について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長の三根でございます。よろしくお願いいたします。

7ページ、議案第29号「令和5年度版教育委員会の点検・評価報告書について」ご説明させていただきます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和5年度版教育委員会の点検・評価報告書を別紙のとおり定めるためにご提案するものでございます。

別冊の令和5年度版教育委員会の点検・評価報告書（案）1ページをお開きください。

教育委員会の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と定められており、この規定に基づき、毎年度教育委員会の点検・評価報告書を作成するとともに、点検・評価の客観性を確保するために教育に関する学識経験者からご意見をいただいております。

本議案は、令和5年度の執行等に関し、教育委員会が自ら作成した点検・評価に対する学識経験者からの意見を基に、今後の事務執行や評価手法について、ご審議をいただくものでございます。

続きまして、本点検・評価報告書の構成についてご説明いたします。

評価対象と項目は、大きく分けて2つございます。

1つ目が6ページから17ページまでの教育委員会の活動及び教育委員会が管理執行する事務に関する点検・評価と19ページから107ページまでの教育委員会が管理執行を教育長に委任した事務に関する点検・評価の2点です。

まず1点目の、教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務とは、教育委員会の活動方針、教育委員会会議の運営など、合議制の執行機関としての教育委員会が自ら管理・執行する事務を指します。

ここでは教育委員会会議での審議や視察、研修会への参加など、教育委員としての活動について、記載をされております。

2点目の教育委員会が管理執行を教育長に委任した事務とは、教育委員会が担当する事務のうち、教育長にその管理・執行を委任した事務を指します。具体的には各所属の主要施策を対象としています。

令和3年度より各所属の事務事業は「学びの松戸モデル」の施策展開に沿って実施されておりますので、点検・評価報告書もこれに合わせて記載をしております。

「学びの松戸モデル」の施策展開については19ページから27ページに記載のとおりでございます。

そして点検・評価報告書109ページからは、これら2点の評価対象と項目に加え、評価手法など、総合的な観点から教育に関する学識経験者として、元高等学校教諭で、司法書士の加藤裕先生からご意見を伺う構成となっております。

また、教育委員の皆様から、事前に点検・評価報告書をご覧いただきまして、ご意見を頂戴したものにつきましては、担当課と協議し、反映をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第29号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑に際しましては、点検・評価報告のページ番号と施策番号、それに関する質問や意見、要望等の区分を併せて先にお伝えいただければと思います。

それでは、順番に参りましょうか。

振り分けて、最初に17ページまでのところで、前段までのところで、何かございますか。ここまではよろしいでしょうか。17ページまでのところですね。

中西委員。

中西委員 すみません、質問表を事前に出してないんですけど。

11ページの④ですね、教育委員会会議の会議録の公開ですけど、傍聴者の方の数がそもそもそんなに多くない中で、延べ人数でもさらに減ってきてる状況をどう考えるかと思うと、ここ、どう評価するかという記述がどこかにあるんですかね。なかなか読み取れなかったんですが、何かこう、傍聴の方を増やしていく工夫とかというのを考えなければいけないのではないかという認識を、私はずっと持ち続けていまして。以前、もうかなり前になると思いますが、オンラインで公開をされているような自治体も中にはあるので、そんなことも考えてみてはどうですかというようなことを、教育委員になったばかりの頃でしょうか、申し上

げたこともありました。

なので、どうすれば増えるかという、その傍聴者の数はテーマと関心度によりますので、どうすれば増えるかって、そんな方策が、分かりやすい方策があるとは思えないんですけども、やっぱりこの数字を見てどう考えるのかというのは、どこかに記述があっただけかなと思ったので、ちょっと発言しました。

教育長職務代理者 お答えいただくのは、傍聴人についての増減と対策について、どなたかお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 ありがとうございます。

こちらのほうでは、中西委員おっしゃったように、教育委員会議の、実績ということで書かせていただいております、確かに3年度から4年度、5年度と減っている状況ではございまして、事務局としても事前にホームページに議題を上げたり、会議録自体はホームページで掲載はしたりしておりますけども、今後増やす取組を検討していきたいなと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 そのことに関連してですけれども、そのホームページで我々の議事録、皆さんで話した内容について公開されてるんですけれども、一体どのぐらいの方がそれを閲覧してるのかというのを知りたいなと思ったこともあるんですけれども、そういうのというのは、一般的に可能だと思うんですけども、いかがでしょうか。実際にどのぐらいの方が見てらっしゃるのか、気になる場所なんですけども。

教育長職務代理者 教育総務課長。

教育総務課長 今、手元に数字はないので、ここでは申し上げられませんが、どのくらい見るかというのは、数字上のデータの中にはあると思います。

和座委員 それじゃあまたそれは教えてください。

教育総務課長 分かりました。

和座委員 別の機会でも結構ですので、よろしく申し上げます。

私もやはりできるだけそういった形で市民の方が、私たちが議論してることの内容についてのことを知っていただきながら、彼らの中から、また何らかの形でフィードバックがあってもいいのかなと思うし、単に密室みたいところで話しているだけでは、やはり発展的

ではないので、できるだけそういったオープンな部分。ただ、もちろん中には非常に、まああまりにも公開すべきじゃない部分もあるでしょうから、その辺りを選別しながら、しっかりとした形で運営されればいいなと思いますので、よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

中西委員。

中西委員 追加というか。

この後で、資料配付があるのでご説明があるんだと思うのですが、教育広報誌を作って、それ、名称を子どもたちから公募した結果が資料として入ってますけど、教育委員会ってこういうことをやってるんだというようなことをいろんな形で伝えていくことが、まあ関心を持つ、あるいは傍聴者の増加とかにもつながっていくのかなと思いますので、その辺も踏まえていただきたいなと思います。

教育長職務代理者 ご意見として。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 そうしましたら、19ページから基本施策のところまではよいかと思いますので、基本施策のところから前半、基本施策の2の段階のところまでで、ご質問いただけるものがございましたら、ご発言、お願いいたします。

ページ数ですと83ページまでになります。83ページ前まででお願いします。順番は特にございません。

山形委員、お願いします。

山形委員 山形です。全て意見や要望になります。

35ページ、施策Ⅰ－1－3「戸定歴史館の魅力を高めます」のところでの、徳川昭武さんの絵本ができて本当によかったなと思います。全部見させていただいて、子どもたちにも読みやすい形にできています。課題で、児童に届くようにとありますが、保育園、幼稚園、こども園に順次配布の中で、ぜひおやこDE広場にも届けていただけたらなと思います。私が読んだ絵本は「ほっとる一む松戸」にはありました。平置きできちんと置いてくださっていましたので、それに関連するような幼児教育のお話だとか、保護者の方の中には、戸定邸のことを知らない方もいると思います。とてもいい機会だと思いますので、そちらの周知、お願いいたします。

次に、38、39、40までの、Ⅰ－2－1の辺りの青少年の居場所、交流のところに関する意

見です。とても成果が出ているというか、運営広がっていて、本当によかったなと思うんですが、その一方、関わるスタッフに関しまして、子どもたちへの対応等でミスリードがないようにと思います。市の職員の方が多く、もしくは学校を退職された先生方とかも、児童・生徒に関わるプロフェSSIONALの方もいらっしゃるれば、一方若い職員の方とか、お子さんがまだいらっしゃらない方だとか、いろいろな方がいると思うので、その辺りで、今の子どもにの悩みに寄り添うとか、何か子どものSOSを見つけるだとかという研修等も充実をお願いしたいです。ハードのほうが整ってきたので、ソフトウェアの研修等も充実していただけたらなと思いました。

次が41ページの施策I-2-3、家庭教育の向上の支援のところの課題のところ、「就労している保護者や外国籍の保護者の参加の促進」とありますけれども、ぜひ外国籍の保護者の方には、何かアンケートとか取っていただけたらいいと思いました。こちらが提供して、これいいですよと言っても、文化が合わないだとか、言語の理解はどの程度なのかという、グラデーションがあると思うので。もし開始するんだったら、まず交流会とか、つながりを作るものとか、伊藤先生もいらっしゃる国際交流のほうとかと連携を取りながら充実したものにしていただけたらなと思いました。

次が51ページの施策I-4-1「学習の基盤となる日本語・英語・情報活用等の能力を育みます」のところ、課題にあります「松戸市版CAN-DOリスト」や「言語活用科中学校英語分野指導案」の活用の推進のために、引き続き周知を行っていく必要があるという部分、学校訪問を中学校2校させていただいて、どちらもCAN-DOリストに沿った指導案で動いてくださっていて素晴らしいなと思った一方で、CAN-DOリストのことを保護者の方に、松戸市がどんな英語教育をしているかというところを情報提供するのは、TESOLなどの研究とかもされていて、結果として周知に役立つのではないかと思います。多分この表現の課題というのは先生たちの実践の中でというところだと思うので、もっと幅広くいろんな方に、このようなCAN-DOリストを使った英語教育を、言語活用の中の英語教育をしているというのは広めてほしいなというところがありましたので、これは要望です。

そして人権のところ、54ページのI-4-2「思いやりのある豊かな心を育む道徳教育・人権教育を推進します」の成果が「小学校5年生に人権リーフレットを配付し、学級活動等での活用が見られた」というところがありました。

先日、小学校4年生と5年生に授業をさせていただきました。性教育に近いようなことの内容でしたけれども、その中で、「人権」ということ知ってる？」と言ったら、みんな、

「人権まもるくん」という言葉が出たんですけど、人権について、5年生にリーフレットを配っているだけではなく、もっと広範囲なほかの学年に対して、ほかのところでも書籍の購入とかも書いてはあったんですけども、とてもいい書籍がたくさん、こども家庭庁ができた影響なのか、人権に関する書籍、子どもが読みやすいもの、とても増えているので、ぜひそういうものをたくさん活用して、小学校1年生からでも人権について触れられるような素地をどんどん養っていただけたらなと思いました。

78ページ、施策Ⅱ-2-3「生き生きと学び続ける教職員を育みます」のところでの課題です。以前の教育委員会会議の中でも、産業医の先生にご相談している先生、ほとんどいなかったという現状がありましたので、ここも何か啓発しなければ難しいのかなと思うので、ここの部分については少し強化をして、相談のハードルをどんどん下げただけければなと思いました。

というところが意見・要望で、私はこれで以上になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

和座委員。

和座委員 それじゃあまず最初に、私の場合、49ページです。

49ページのスポーツを楽しむ機会をとということで、子どもから大人までということですが、これは今回、新しくできるスポーツ文化のセクションのこととちょっと関係してくるんですけども、今まで主にスポーツというと、大体やはり競技スポーツにある程度限られている部分があって、中学校の場合には、非常にその競技に関しての、どこで競技をして優勝するということも非常に重要なポイントとしてあったんですけども、もちろんそれも大切ですが、一方で、こういった子どもから大人までということで、幅広い世代にスポーツを楽しんでもらうということになってくると、あくまで競技だけではなくて、大人の場合は特に、高齢者も含めてですけども、やっぱり健康との関係が非常に重要になってくると思います。

そういう意味で、これは意見というか要望という形でのお話ですけども、やはりそういった意味で、健康ということについての関連を、このスポーツの中で、それぞれの年代について持っていく必要があるだろうと。

例えば壮年期とか高齢者に関して言えば、結構アンケートの中では非常に重要な、市民の関心が高かったのが、実際にウォーキングをする場合に、してる方が非常に多いんですよね。ウォーキングをする場合に、どういった場所でどういうふうな形でやっていけばいいのかと

いう、何か、例えばロードマップみたいなウォーキングの場合の散歩コースというか、そういったものが充実することによって、実際にいろいろと歩き回ることがより楽しくなってきた、史跡との関係なんかも入れながらやっていくのがいいのかなとは思っています。

そこら辺のところについては、例えばマイレージの制度が今、健康マイレージという制度がありますよね。そこなんかを、僕、ホームページで見ると、例えば馬橋の辺りとかだったら、万満寺も含めてこういったコースがあって、ここで歩くといいよというようなマップなんか、そのマイレージの中に含まれておりました。

こういう形でこのマイレージとも関連しながら、健康というものをつくっていくということを高齢者の中でどんなふうに行っていけばいいかということ、今、いろんな形の芽はあるようなので、その部分をより一層充実させていただければと思います。特に本当に、一番身近なことですよ、市民にとっては。やっぱり歩くということです。

僕も今、生活習慣のところでは患者さんに対して、今年の、実は8月から療養計画書を作らないといけないということになりまして、その中で皆さんに、運動だとか食事のことについていろいろと聞いてるんですけども、その中で、やはり実際にやっぱり歩くということが非常に関心が高いというのを感じます。だからそこら辺のところ、1日に30分40分歩くんだねというところで、例えばこういうふうなコースがあって、こういうふうなところで歩いてみるといいですよというような話が具体的に、それもマイレージとの関係の中で話すと、非常に目を輝かせて聞いてくれることがあります。

ですから、そういうふうなことも含めて、もう少しそういったところを具体的に身近なところで、できるだけ知恵を出していただければと思います。

それから、あともう一つは、子どもに対しての健康ということですが、これについては、私、2つのポイントがあると思います。

1つは、非常に運動を一生懸命やってるグループと、もう一つが、ほとんどスマホを見ながらあまり運動をしないで肥満になってくる、そういった2つのグループですね。これが二極化しているような印象を持ちます。

最初の、非常に一生懸命やってる部分について一言言わせていただくと、やはり指導者がしっかりとした科学的な指導をしないために、我々の整形外科の先生たちのところに肘だとか膝だとか、そういうふうなところの故障を受けて、実際においでになる方が実はたくさんいるということが、最近、理事会で問題になりました。

整形外科の先生たちのお話によると、それについて子どもたちに話すと、あるいは親たち

に話すと、あまりそういうことを先生に話さないでほしいということと言われて、なかなかフィードバックが難しいんだそうです。やはりそういう部分について、一生懸命やってる先生たちに対して失礼だとかいう話も子どもから出たりして。だけど我々にすると、ちょっとこれはあまりにもやり過ぎじゃないかと整形外科の先生たちがおっしゃってます。だから、そういう部分に関しての事例が幾つかありますので、もしそういうものがあれば、そういったものを共有していただければいいかなと思います。

そしてその中で、今まで僕も、これ何回も話すことですがけれども、そういった科学的な指導に関して、指導者の方たちに何度も何度もですね、大体決まってるようですね、もう大体どの先生がというのは僕知ってるんですけども。そういう形で、できるだけフィードバックをかけながら、実際の症例の中で、その部分を一つ一つ掘り下げていく必要も、僕は個別化が、これからは必要になってくるのではないかなと思っています。

それからもう一つは、先ほど言った子どもたち、あまり運動をしてない子どもたちですが、これは、ロコモティブシンドロームというのは子どもにもあると最近言われてまして、実際に学校で、今、僕もやっていますけれども、校医として子どもの、例えばちゃんと座れるか、しゃがめるかと、それからあと、膝をちゃんとして、曲げられるとかですね、柔軟性に関しての運動器検診というのをここ数年やっております。

そういう中で非常に問題が出てきて、実際に柔軟性がなかなかないような子ども、お子さんがどんどん増えてきているという現状がございます。ですからそういう中で、こういった子どもたちに対して体操だとか、あるいはそういうふうな子どもたちに対する取組というものも、これから、やっぱり整形外科の先生がおっしゃってましたけれども、皆さん、市の方たちとも一緒になりながら進めていく必要があるだろうと。

昔はドラえもんとか、ああいったものを見ると、公園でみんな遊んでますよね。いろいろとみんな、ごてごてやりましたけど、今、公園の中でも何か、あまり子どもたちが遊んでる様子がないです。非常に危険だとかいって、なかなか思う存分遊ぶということがないようですね。だからそういうことも含めて、やはりもっともっと体を動かしてもらうような取組が必要じゃないかなと思います。

ちょっと長くなってしまいました。この話ししているとずっと続いてしまうんですけども、一応この辺りで一旦やめておきましょうか。

教育長職務代理者 よろしいですか。

では私のほうから、よろしいでしょうか。幾つか。29ページですね。

マイセンコレクションについての記述があるのですが、「めざす成果／目標」のところに、「地域に根差した美術作品から世界的に価値が認められる作品まで」と書いてあるのですが、たしかマイセンコレクションの公開については、それ以外のものは展示する予定がなかったように記憶しておりますので、ちょっとこの文言は目標と外れている、書き方を少し変えてはいかがかなと感じました。

誤解がない形での表記ということが大事かなというところで、「地域に根差した美術作品から」というところを、もうダイレクトに「土屋氏から寄贈していただいた」というような形ではいかがでしょうか。市の収蔵作品に関しては、また別の形で、きちんと実施しておりますので、ここは誤解のないようにしたほうがよかったのかなという、質問というよりは意見です。

次が、38ページです。文化ホールについてですけれども、ほかにも文化ホールについての記述がありましたが、今年、松戸市美術展で市内の中学校にお声掛けいただいたの中学生の展示が、16校でしたか、ございました。そういったものも、生涯学習と学校教育の連携という形で役割を深める機会となっておりますので、このような取組を成果とか、そういったところに盛り込むというのは、どうなんでしょうか、スペース的なものもあるかと思いますが、してもよかったのかなと感じました。

この辺、いかがでしょうか。お答えあればとは思いますが、これは質問です。

次行きます。

59ページ、給食に関すること、施策のⅠ－4－3です。「健やかな体を育む学校体育・学校健康教育を推進します」の項目の給食のところ、ちょっと私が不理解だっただけかもしれないですけれども、単一メニュー化によって回数が増えることの原理というのがちょっと分からなくて、その辺を教えていただきたかったというのが1つあるんですが。単一メニュー化によって、例えば物価高騰に対して対応ができたとかということでしたら、何となくすんなり理解できるのですがいかがでしょうか。中学校給食の、個々による移動配膳が課題に上がっているのですが、方向性のところに、その対応案のようなものがあってもよかったのかなと感じました。この辺りのところ、回数が増える原理等も、不理解なので教えていただけたらと思いました。

次に、69ページ、Ⅱ－2－1「特色ある学校づくりを推進します」のところの、「にほんごルーム」に関してですが、「にほんごルーム」の取組は非常に注目度が高い中で、まだ需要等も増加傾向にあることから、成果とか課題のところ、以前からの教育委員会の点検・

評価の中で、どうしても数値に偏ってはどうかという意見がずっとあったものですから、そういったところで割愛された部分もあるんだと思いますが、分かりやすさという点で、数ですとかパーセンテージとか、そういったものが入ってくると、より情報としては伝わりやすいのかなと、これは要望として感じましたので、以後、ご検討下さい。

次、79ページ、Ⅱ－2－3「生き生きと学び続ける教職員を育みます」というところで、公会計化等、因果関係についてですけれども、公会計化によって教員の業務負担が軽減されたという感じなのかなと思っていたら、成果の部分で、栄養士等の仕事の変化が公会計化とどのような因果関係になっているのかというところに、ちょっと疑問に思っただけで、栄養士も栄養教諭も、教員職の枠に入ると考えたほうがいいのか、そのところ、別の職種なのかというところが、私、不理解でしたので、教えていただきたいと思いましたので、よろしく願いします。

最後に83ページですが、これはこのままでも構わないかなと思ったのですが、最後のちょっとした文脈の整理だと思いますが、博物館アワードに関してで、Ⅱ－2－4の施策の成果についてですが、最後のところ、「博物館実習では定員を超える応募状況など博物館機能を活用した多様なプログラムを実施した」というところが、ちょっと分かりにくいなと思って読ませていただいている、成果の部分をもう少し、ここも、そうですね、できれば数とかも踏まえて入ってくるとより分かりやすかったりしたのかなと感じて、文言を付け加えていただいたらありがたいかなと感じました。

以上でございます。すみません、私のほうがきちんと施策番号等を申し伝えなくて失礼いたしました。

幾つか質問等ございましたので、もしよかったらお伝えいただければと思います。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 武田委員よりご質問いただきました、ページでいきますと38ページ、施策Ⅰ－2－1「豊かな教養を育む機会の充実を図ります」の施策名称「学びの拠点の機能の充実と整備（文化ホール）」についてですね。今回、美術展におきまして、市内の中学校9校でした。

教育長職務代理者 9校、失礼しました。

社会教育課長 9校の参加で計65点の作品を展示いただきました。今回、コロナ禍ということもあって、前回は令和元年度の、第54回のときでしたね、5年ぶりだったのですが、前回は7校ということで、若干ではありますが、参加校も増えて、いい傾向であると認識はし

ております。

このように美術展に限らず幅広い年代の市民や団体の方に、文化芸術に親しむ機会を得られるように、これからも関係団体と協力して事業を実施してまいりたいと考えておりますが、今回、ご質問といたしましては、成果や今後の方向性に盛り込めないでしょうかということ、ご意見賜りましたので、38ページのところですと、どちらかといいますと38ページは文化ホールの施設としての充実についての記述が重くなっておりますので、この件に関しては、43ページの施策Ⅰ－2－4「市民の文化・芸術活動の充実と支援」、こちらの項目の中で、「今後の方向性」というところで中学生も広い意味では「次世代の担い手」になるかと思っておりますので、「事業継続や次世代の担い手となる人材育成に向けた取り組みなどについて、引き続き定期的な協議の場を設け、協力関係を築いていく」このように修正させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜ればと思います。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学校給食担当室長、お願いいたします。

学校給食担当室長 よろしく願いします。

2点、ご質問いただきまして、まず1点目、Ⅰ－4－3、59ページについて、給食の回数が増える原理につきましては、これまでは給食の中でお弁当や、給食の選択制をしておりました。9月からそれを廃止、見直しさせていただいたところによりまして、変わるものでございます。

具体的に、なぜ変わるかというところですが、これまで選択をする、つまり予約して確認して、それに合わせてメニュー、まず食材を用意するといったところがございましたが、そういったことがなくなることから、もう少し前倒しで早めに、学期の始め、給食を開始することができるといったことから回数が増えるといったところでございます。

また、移動に関わる部分としてといったところもあったと思うんですけども、そこで課題解決としては、今、樹脂食器とか強化磁器食器を使っているんですけども、そういったことの中で、落としたり割れたりとかといったこと、また、運ぶことの難しさというものがあるんですけども。もとよりオペレーションを変えるって難しいのですが、そういった、まず食器を見直していこうかなといったところで、今年は、まず第一中学校から導入させていただき、効果といたしましては転倒とかの軽減につながっており、ほとんどなくなってきているかなといったところです。これはまた展開していきたいなと考えているところでございます。

次ですが、Ⅱ－２－３、79ページについてでございます。「生き生きと学び続ける教職員を育みます」といったところの中で、栄養士や栄養教諭が教職員の枠に入ることかというところでございますが、これは同じ枠内として本件は評価・報告しているところでございます。

一方で、では、栄養士がといったところを書かせていただいているものとしましては、私会計から公会計に変わることに伴いまして、栄養教諭、学校栄養職員の裁量が増えました。どのような裁量かといいますと、食材は今まで私会計で独自に調達していたものですが、私たちが契約できるのは35社あり、そこと広く、種類や、また安価でとか、食材の選択の幅も広がるといった裁量が増えているといったメリットがある一方で、新しいシステムですので、それを活用するまでに、一部まだ不慣れな部分もあるのかなといったところは聞き及んでいるところもございます。

今後、時間とともにその不備については解決していけばいいなとは思っているところでございますし、安価で豊富な食材を選択できるといったところが一番大きなメリットであると思っておりますので、そちらの部分を継続して広げていければと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 69ページのⅡ－２－１「特色ある学校づくりを推進します」、今、武田委員からご要望ということでいただいたところでございますけれども、ちょっと補足をさせていただきます。

この「にほんごルーム」ですけれども、これは国の新しい制度である18名の日本語指導を必要とする外国籍の児童・生徒に対して1名県費の職員を配置することができるという制度を活用して本市で新たに行っている仕組みでございます。

つまり、この令和5年度は、市内小学校11校に設置したのは、その18名の児童・生徒という数から配置できたというところで、そういう意味合いです。つまりこのときは、設置率は24.4%ですが、これは100%を目指せるというものではないのです。

それで、この日本語指導に対する課題としては、やはり指導者不足、そこは一番の課題ですので、これまでは個別に学校にボランティアを中心に派遣をして、その方たちに一人一人面倒見てもらってたわけですが、それがなかなか立ち行かなくなって、中には、昨年度などは待機が長くなり、果ては誰も派遣できず、ずっと待って、誰も来なかったという、現状が

やっぱりありました。それを解消する意味で、成果として137名の児童を、この「にほんごルーム」で指導することができましたので、今回成果として挙げさせていただいたところです。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。すごいですね。

和座委員。

和座委員 よろしいでしょうか。

先ほど私のほうで、要望と意見ということで話しましたが、次は、質問ということで4点ばかり、ちょっとお願いします。

先ほどの話と関連してですけれども、49ページで、そのスポーツを楽しむというところの部分ですけれども、先ほど私が指摘したような、マイレージの制度との関連、そしてまたウォーキングとか非常に身近なものについての取組に関して、そういったマップを作るとかも含めて、その辺りの具体的な方策みたいなものについて、ちょっとお聞きしたいということが1点あります。

それからもう一つは、55ページですね。

この「まちっこプロジェクト」ということで我々やってるんですけれども、これについてはちょっと報告なので、また感謝ということですが。これは今、27までの小学校・中学校について、今、やっております、これは単に我々が学校に行くだけじゃなくて、その学校で子どもたちにいろいろと問題意識を持ってもらって、それを家族と一緒に話をしながら認知症だとか感染症だとか、スティグマも含めてですね、例えばそういったことも含めていろいろと話をしてもらおう。子どもたちが主体になっていろいろと活動してもらおうということで、子どもの権利の中でも参加する権利というのがありますけれども、その部分をできるだけフォーカス当ててやっていくということなので、これからもまた続けていきたいと思っておりますので、この点については、感謝させていただきます。

それで、この中で、ちょっと質問という形ですけれども、健やかな体だけじゃなくて、心ということも、体と非常に関連してると思うんですけれども、メンタルの部分について、ちょっと私、ここのところで書かせていただいたんですが、やはり14歳までに精神疾患の大体50%が発症すると言われていて、子どもの場合は、その病気があることによって生活の中で非常に大きな影響を与えるものとしては、やはり精神的な問題が非常に大きいものだと言われております。

そういうものは2つあって、1つはいわゆる思春期前に起こるのは、大体発達障害が関係して起こってくるんですけども、その後は、やはり大人と同じような統合失調症だとか不安障害とか鬱病とか、そういうものが発症してきます。そういう部分については、できるだけ早期にそれをキャッチして、いろんな形で進めていかないといけないということなので、その部分についての、我々はやはり教職員の先生たちに対しての、ある程度の認識を高めていただきたいと思うんですね。それがまだまだちょっと、僕目から見ると不十分じゃないかというもので、その部分についての、これからの取組に関して、ちょっとお聞きしたいということが2点目です。

それから3点目ですけれども、3点目は73ページの、先ほどちょっとお話しした、いわゆる特別支援のことですけれども、この場合、特別支援に関しては、今度、5歳児健診を自治体でやろうということが言われております。これは前もお話ししましたけれども、いわゆるその発達のいろんな障害を持ってるお子さんを、最初の段階、もう少し早い時期に、小学校に入る前に把握しながら、それに対してどういった形で小学校に入ってからの子どもたちの教育をつなげていくのかということが重要なポイントになると思うんです。

その際に、マニュアルの中でも書かれております。厚生労働省の中でも書かれておりますけれども、やはりシームレスな形でやっていくためには、今まで乳児健診の場合は医師と、それから看護師とか保健師とか、あるいは保育士とか、そういったものが加わって、多角的に見ていくということがあるんですけども、1歳半健診とか3歳児健診とか私もやってますけれども、それだけじゃなくて、今度、5歳児健診の場合は、学校との関係の中でできるだけその情報が学校のほうに行かないといけないということがあって、その場に教育委員会の方に入っていたきながら、多角的にその5歳児健診をやっていくということが新しい流れとして加わっております。その点について教育委員会の流れというか、それについてどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、4番目ですが、これは107ページの人権の部分で少し敷衍化したものですがけれども、ここでは人権に関して様々なことが書かれておりますけれども、前にお話ししたとおり、子どもの場合は人権というのは4つあって、その中の大きな部分が参加する権利ということをお話ししました。そのことについて、例えば具体的に、今度の新しい、その文化スポーツの部局の場合でも、子どもたちの意見を聞くということがあって、前にその部分についてのアンケートを見させていただいたんですけども、できるだけ子どもたちの意見がそういったところで反映されないといけないと思うんですけども、そのためにはSNSを使ったり、

実際に行ってインタビューをしたり、様々な方法があると思うんですけども、その点について、具体的な方策はどのように考えてらっしゃるのかという点について。その4つ、4番目ですね、それは。

以上、ちょっとお聞きしたいんですが。

教育長職務代理者 担当課、お願いしたいと思います。

スポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課長 施策 I-3-2、49ページの関係だったと思います。

質問につきましては、ウォーキング、散歩に関するウォーキングマップであったりとか、あと健康マイレージとの関係性というようなご質問だったと思うんですけども。

既に健康推進課のほうでは、市民目線でロコモとかフレイル予防で、市内15地区のウォーキングマップを作っております。健康推進課が作っているものですので、ちょっと確かではないんですが、健康マイレージとの連携もされているという認識をしております。

先ほどから競技的などころだけではなくて、健康とか、様々な世代の方にスポーツに触れていただくという趣旨のお話をさせていただいたと思うんですけども、文化スポーツ部を設置いたしまして、様々な分野と連携して多様なスポーツということで、今後も取組を進めていければと考えております。

和座委員 子どものロコモに関してはどうですか。

スポーツ振興課長 子どもに関しましては、ちょっとすみません、お答えを今、私のほうでも認識しておりません。

和座委員 そのような意味で、世代に渡ってスポーツを楽しみながら健康も考えているという観点の場合に、今言ったマイレージのことももちろんそうなんだけれども、子どもの場合は2つに、二極化していますので、やはり過剰になってる部分については、ちゃんとした指導をしないといけないし、もう一つ、やはり一方で運動が本当にできなくて、様々な形で、今、スマホだとか、もう本当に体を動かさなくなってる子どもが多いわけなんで、それに対してやっぱり文化スポーツとしても、その年齢についてスポーツを楽しめるような方向で健康を考えていくと。そこがしっかりとしないと、その子どもが将来的に、やはりいろんな意味で問題が、生活習慣病などですね、そういったものを発症するということが分かってきますので、全部につながってるんですね。そこら辺のところを含めて、またいろいろと検討していただければありがたいと思います。

スポーツ振興課長 かしこまりました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。次、55ページですかね。

学務課さんでしょうか。55ページでよろしかったですか。

和座委員 はい。メンタルヘルスのことについて、皆さんの中で、もう少し認識をしっかりと持っていただくような流れをつくっていただければ、今以上にですね、というふうなことについての方向性について、ちょっとお聞きしたかったんですけど。

教育長職務代理者 学校保健担当室長、お願いいたします。

学校保健担当室長 学校保健担当室です。ありがとうございます。

委員からご指摘の、子どものメンタル問題を早期発見して治療につなげるということは大変急務であるということは認識しております。

学校保健担当室といたしましては、養護教諭との取組の中で関係各課と連携していくと共に、医師会の健康啓発会等と連携して今後も取り組んでまいりたいと思います。

以上になります。

教育長職務代理者 次は、学習指導課。74ページでしょうか。和座委員。

和座委員 はい、そうです。73ページですね。

教育長職務代理者 73ページ、失礼しました。Ⅱ-2-2。

和座委員 いわゆる就学前のシームレス化というかな、できるだけ5歳児健診の中にも教育委員の方が加わっていただきながら、新しい形でもっと学校以前の発達障害なんかのいろんな情報なんかをみんなで共有しながら、子どもたちが将来、学校に上がったときに適切な教育が受けられるようなシステムをつくっていただきたいということなので、その点について、教育委員がそこに加わるとかということ、まだ具体的に決まってないでしょうけども、私としては要望したいと思ってるんですが、何かそこら辺のお考えとか聞かせていただければと思います。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いいたします。

学習指導課長 5歳児健診については、本課はそのものの担当をするわけではないので、情報として今申し上げるものはございませんが、現在は6歳、年長に当たる子どもたちに特別支援教育対策室を中心にして、心理士や相談員等と連携しながら、子ども一人一人に対し様々なリソースを、主に保護者や今所属してる保育所や幼稚園等からの情報をしっかりと吟味して、保護者と子どもに寄り添いながら、適切な学びの場を選択するように、就学相談という形で進めております。

ですので、5歳児健診がスタートした際には、やはり同じようにその情報を丁寧に吟味し

て担当課と情報共有を図っていききたいということは考えております。

以上でございます。

和座委員 ありがとうございます。

ぜひその辺り、情報共有しながらやっていただければありがたいなと思います。

それから最後ですね、最後、107番ですが、一応子どもの意見を、参加する権利ということ、特に子どもの場合ですけども、そういったものを吸い上げながら、やっぱり子どもが
いかにスポーツ、あるいは文化を楽しめばいいかというところについての、いろんな様々な
意見が出てくると思うんですけれども、その部分について、どういうふうに子どもたちの意
見を取り入れていこうとしているのかという、具体的なところをちょっと聞かせていただ
ければと思います。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 人権についての子どもの参加ということでご質問いただきました。

教育総務課としても、子どもたちが参加をするということについては非常に大切なことだ
と考えております。

今、市のほうで「こどもモニター」制度があったり、教育総務課では、松戸人権擁護委員
協議会と、ミニレターですとか、意見交換をしながら、子どもたちの人権をどうやって守っ
ていくか進めているところでございまして、今後も学校教育部とも連携をして、子どもた
ちの人権啓発について取組を進めてまいりたいと思っております。具体的なことは、今の「こ
どもモニター」ぐらいでございまして、よろしく申し上げます。

和座委員 分かりました。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 中西です。

質問と意見と、1つずつになろうかと思えます。

質問のほうは、Ⅱ-2-3、78ページですね。既に山形委員でしたでしょうか、ご発言が
ありましたけど。

高ストレス者への面談の例というのが、たしか以前に話題になったときに、1件だけと聞
いた記憶があるんですが。高ストレス者は、まあそれなりの割合いる中で1件だけという記
憶があるんですが、これが今年の話なのか去年の話なのか不正確ですが。

いずれにしても産業医の役割というのが大事だということをいろいろ聞いてまして、実は
この間、沖縄に行ってきたんですけど、沖縄ってすごく、メンタルで休む人の割合が全国平

均の2倍ぐらいあるところですけども、そこでその、実際、面談に至ったケースが何件なのか、1件が今年度の話なら同じかもしれませんが、なかなかそう、産業医までつながらないということと、ここで書かれている方向性の記述を見ても、これ学校の全体のことについて考えるのも大事だと思うんですが、極めてこれ、個人、教員個人の問題とつながってくる話だと思うので、それを意識改革とか気づきを促すとかというだけで済むのかなという気がしております。

聞くとところでは、産業医につなぐことも大事だけれども、その間に入るといいますか、保健師の役割というのが大事だと。その保健師を教育委員会に置いて、保健師を有効に使うというのが沖縄の1つのプランだったりするんですけども。その辺のところをどうお考えなのか、今後の方向性についても、少しそういう視点を入れた記述のほうがいいんじゃないかなというのを思いました。なのでこれはちょっと質問に当たります。

もう一つは、52ページとか54ページで、情報活用能力、I-4-1とI-4-2でしょうか、情報活用能力に関する記述ですけども、これ、52ページの成果のところでは、アンケートの回答で、こういうことができたというような割合を成果の1つとして挙げられてるんですが、何かこう、この聞き方も非常に甘いような気がするんですけど。

一方で、その54ページの情報モラルのことが大分記されていて。でも、情報活用能力で情報モラルだけじゃないですよというようにことを以前にも別の機会にここでお話をして、課長からコメントをいただいた記憶があるんですけども。そういうその、情報モラル教育だけじゃない情報活用能力の育成という視点がどこかに取り込まれていないものかなと、探しているんですがなかなか見つからなくて、その辺のところは意見として受け止めていただいても構いませんし、何かコメントがあれば伺いたいと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学校保健担当室長、お願いいたします。

学校保健担当室長 学校保健担当室です。

ストレスチェックにつきましては、県費職員対象に実施をしているところでございます。

結果のほうは本人に通知をして、高ストレス者のうち面談希望の方には産業医による面談を実施しているところでございますが、委員ご指摘のとおり、高ストレス者の産業医面談へ至ったケースに関しましては低く、令和4年は1名、令和5年は、高ストレス者が194人いた中、1名だけの面談となっております。

私どもといたしましても、先ほど山形委員のほうからもお話がありましたが、多くの教職

員に専門家による面談を広く活用してもらえるよう、ハードルを高く上げないで気軽に相談ができるような体制づくりも必要だということも認識しているところでございます。

教職員が働きやすい環境の中で仕事ができるよう、メンタルやストレスの部分でもサポートできるような環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

保健師につなぐ件に関しましては、現状では、行っておりませんが、今後、関係課と協議して、必要に応じて、よりよい環境づくりのために対応していけたらと思っております。よろしく願いいたします。

教育長職務代理人 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 委員ご指摘の情報についてのところですが、この学校教育指導方針、通称「青本」という、我々が学校の先生方全員に出している本の中に松戸市情報活用能力体系表という名称で、縦軸が小学校1年生から中学校3年生で、横軸が知識及び技能、いわゆる三観点の中で、「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力等」と「学びに向かう力、人間性等」というループリックのような、一つ一つ、学年の発達段階に応じてこういうことで指導してくださいということを計画訪問や指導主事の要請訪問の折には細かく伝えております。しかしながら、当時決めたからそのままということではなくて先生方とも協議をして、見直しを今まさに図っているところです。

この表の端っこのほうに、情報モラルのところも1ページに収めています。これは他市に先んじてつくったものです。これについては他市から教えてほしいとご要望をいただいているところです。もう少し、その、確かに点検評価には情意面で甘いような結果です。なかなか数字にするのは難しいのですが、情報は非常に大事なところですので、おっしゃったご意見を参考にしながら、いろいろ考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

教育長職務代理人 伊藤委員。

伊藤委員 まず、69ページのⅡ-2-1「特色ある学校づくりを推進します」というところの「にほんごルーム」の件ですが、先ほどご回答いただいたので、現状については理解できたんですけれども、課題には、その「必要とする児童生徒の増加により、新たな指導体制の構築が必要である」と書いておられます。これは今後の方向性にあるように、通級指導を考えると、夏休みでもやるとか、大体そんなようなことなのか、それ以外にも何か改革案というか、改善案をお考えになっているのかどうかというのをちょっと教えてください。

それから、71ページの部活動の指導員ですが、ここに先生の「多忙化解消を図るこ

とができた」ということで成果が挙げられていますが、その部活動指導員というのは、各学校に、現在6校に1名ずつ配置されたということで、学校に1人しかおられない、しかもその、6校しかいないわけですね。1人の先生が全ての部活動を見るわけにはいかないと思うので、この指導員の方は、一体どういう部活動に関与してるのかがよく分からなくて、それだけその教職員の時間短縮に貢献、多忙化解消に貢献したと言えるほどの効果があるのか、若干疑問なんですけれども。

これからも指導員を配置して、指導の質的向上とも言ってるので、その指導内容にも関わっておられるんだと思うので、ちょっとその辺のところを具体的に教えてください。

あと、この指導員の方は先生なのですか、それとも教員資格は持ってなくても指導しておられるのかという点、ちょっと実態が分からないので教えてください。

それから3点目、72ページ、市内小中学校が要望を出しているいろんな人を送ってくれということで、これ65校ですから、全ての学校がこれに対応してこの恩恵を受けておられるんだろうと思いますが、最大の課題は人材の確保だと言っておられるので、なかなか要望してもそのための人材がないので送られていないということが多分相当数あるのかなと思います。

そこで、場合によっては、例えばこういう人材であれば送ることができますよという、そのマッチングみたいなことはやられているのか。学校からは、こういう人を送ってほしいというふうに出したけれども、これは人材がない、けどこういう人ならいますよと言って、それではその人で結構ですということで、何かそのようなやり取りが学校との間で行われているのかどうかというのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

以上3項目ですね。

学習指導課長、お願いいたします。

学習指導課長 まず、1つ目の日本語指導についてですが、ご案内のとおり「にほんごルーム」と、それから現在は日本語ボランティアと母語ボランティア、この3種類の人っていて、それに市費の職員、県費の教員がおります。

現状としては、通級指導教室の状況については、9月から通級指導教室を新たにスタートすることができて、新しい取組が始まっております。

それから、サマースクールと称する、夏休みに8日間行ったサマースクールには、全部で、延べ人数で260人が参加しました。夏休みに行ったのには実は意味がございまして、日本に

来日される方はほとんど9月がピークになってくる傾向がありますので、今までは、その夏休み期間に来てるにも関わらず、なかなかそこに手を差し伸べられなかったことから、あえて夏の期間に教育委員会内で連携をして、こちらに転入される方のところから押さえて、学務課と連携して、人数の掘り起こしをして行うことができ、大変よかったと思っています。予想以上に結果が出たと自省しております。

そして、さらにその方たちをスムーズに小中学校に編入させるために何が必要かといったときに、個別に指導は従来通りありますが、自分の学校に通学しながら通級できる仕組みもあったほうがいいだろうということで、レベルを変えて、入門期と、そして中級というように、編入前の入門期の指導と、もう少し支援が必要な子どもたちのために中級を今、準備をしているところです。

ですので、抜本的な改革ではないのですが、これまでの長い日本語支援の、今までの取組を考えると、今年度、去年、今年と、我々としては大きな改革をしていると自負しているところです。

次が部活動指導員です。部活動指導員は5校で5人の方に担っていただいております、競技は陸上と剣道と弓道、そして令和5年度は卓球です。そして吹奏楽も1名、合計6名の部活動指導員を配置しております。

例えば連盟の人とか協会の方とか、元学校の教員だったという方もいらっしゃいます。この方たちにはお一人で部活動を指導していただいております。

これは補助金があり、100%市の単独事業ではないので、そういった兼ね合いもあって、なかなか、一気に何十人もというわけにもいきません。また、中学校にある程度のスキルを持って指導いただくというところは少しハードルがあり、こちらとしても人材のマッチングとその予算の関係上の問題もあって、一気に増やしていないということです。それぞれの学校で、非常によくやっただいていて、顧問のいない学校については子どもたちの満足度は高いという状況を、毎月の勤務状況報告から、そのような声はいただいております。

顧問教員は、部活動指導員にチーム・ティーチングでT1を担っていただいているので、心理的な負担は軽減されてるということを、当該の顧問教員からのアンケートで把握しております。

伊藤委員 すみません、私は誤解してて、じゃあAという学校には、例えば剣道の部活指導員が行ってて、その剣道のクラブ活動にタッチしておられて、だから、その方はほかの陸上とか何かにはタッチしてないんですね。

学習指導課長 はい。剣道の専門家の方が剣道を。

伊藤委員 だけです。だから1つの。

学習指導課長 そういうことです。

伊藤委員 だから、内容にもタッチできるということなんですね。

学習指導課長 はい。

伊藤委員 分かりました。ちょっとこの説明がそういうふう読みづらかったので誤解しました。

学習指導課長 失礼いたしました。

学習指導課長 はい。あともう一つ。

特色ある学校づくり、スタッフのことで、今現在、特色ある学校づくりということで、松戸市独自の方法として、企画書を学校に書いていただいて、それを基に人材をこちらでマッチングさせていくという、平成16年ぐらいからこの事業を行っています。この方たちは会計年度任用職員ですが、いろいろな学校で毎年引き続きやってくれている方たちが、たくさんいらして、76名を全校配置ができてるとするのは、そういった、ずっとやっていただいている方の力も大きいです。現状では、一番学校のニーズが多いのは、算数・数学等の少人数指導の方で、学力向上対策です。

そのほかには、不登校がいろいろな学校でも増え、課題となっておりますが、不登校支援ルームを、学校内に開設した折には、そこにも携わっていただき、子どもたちに寄り添う支援をしてくれているスタッフがあります。

また、研究開発支援ということで、学年担任制等で一緒にチームになってスタッフが加わる取り組みがあります。このように、いろいろな学校のクリエイティブなアイデアを吸い上げて、それに見合う人材をマッチングしているところがこの事業の大変特徴的なところですよ。

おっしゃるとおり、必ず学校が上げてきたものに対する最適な方を派遣できているというのかどうかは分かりませんが、今、私が把握してる中では、プランと合わなかったから派遣できないということはありませんでした。ただ、予算の限りがあるところで、学校の求めは3人も5人もと言ってくるので、それは応えられませんが、私たちのほうでその学校の取組を、企画書と報告書からしっかりと読み取って、学校の状況を見ながら適切な配置を心がけているところです。

伊藤委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そうでしたら84ページから最後までと総括的な部分がありましたら、

ご意見、お伺いいたします。お願いいたします。

はい、和座委員。

和座委員 その先というか、先ほどの中西委員の産業医の話の部分なんですけども、私は校医として関わっていて、実際に教職の方のメンタルの部分について見てるということではないんですけども、自分自身が行う診察の中で、学校の先生のメンタルな部分を見てるといのは何人かいらっしゃいます。だから、そういった形で本人が個人的に、やはりちょっと問題がありそうだといった場合には、多分それなりに、その周りの先生にかかっている場合が多いんじゃないかなと僕は推測しています。

ただ、それだからといってこのシステムが必要ないということは全然ないわけですし、やっぱりこれは必要だと思うし、閾値はできるだけ下げてですね。

校医もやっぱりいろんな仕事をして大変なので、そういう場合に、おっしゃったような、そういった保健師だとか心理カウンセラーだとか、様々な職種の方がチームとしてそういった職員の方たちのメンタルの部分に当たっていくということは、これは物すごく重要なことじゃないかなと思っています。

先ほど私、子どものメンタルな部分についてお話ししましたが、それを教える教師が、やはり様々なストレスの中でメンタルな部分について問題があるというのも、これも大きな問題なので、同時に両方もしっかりとした形で見ていくシステムが、これからまたもっとも必要になっていくんじゃないかなと思います。

教育長職務代理者 個々にお尋ねいただいているケースもおありだということ。

和座委員 そうですね。

教育長職務代理者 情報提供して。

和座委員 はい、そうです。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

後半、ご意見、よろしいですか。

山形委員。

山形委員 1点、要望、意見です。

106ページのⅢ－2－3「学び直しへのチャレンジを支援します」の第一中学校みらい分校のことですけれども、先日、学校訪問させていただきまして、とても積極的に学びをしている生徒を見ることができて、とてもよかったなと思いつつながら、これは本当に市全体というか、行政ではもう賄えないところなのかもしれないんですけども、夜のバスの運行が難し

くなったというのを聞きました。これは大きな課題だなと思います。これは教育委員会で何とかできることではないのかもしれないですけども、この会議のテーブルの議事録に載せておきたいなと思って、意見として発言させていただきました。

学齢期のお子さんは保護者の方などが送迎をされているかもしれませんが、それでも18歳ぐらいでも夜遅く、暗いところを結構駅までの道は長く、距離があるので、その部分で何とかこう要請して、何かしらのアクセスの確保、夏がすごく暑いので心配というか、8月は夏休みはあるとは思うんですけども、移動での何かトラブルとかあった場合は、懸念される部分が多いなと思ったので、意見として何とかならないかなというところは、何とかならないかもしれないですが、意見として置いておきたいと思って発言させていただきました。

もう1点、107ページの「人権を尊重する市民意識を高めます」というところ、先ほど和座委員も発言をされていましたけれども、ここの部分で、子どもの権利条約だとか、やはりまだまだ大人に全然浸透していないというところは大きな課題だと思いますので、より広くこの部分をしっかりと押し進めていただきたいなと思ひまして、意見として述べさせていただきました。

以上です。

教育長職務代理者 はい。ほか、ございますか。

山形委員、続けてどうぞ。

山形委員 すみません。最後に。

学識経験者の加藤先生がしっかりと丁寧に評価をしていただいたことに、とても感謝しています。ただ、例年は2名の方が意見をくださっていて、多分この先生たちにご依頼するのも、とてもこの短期間でこのような分厚い資料を読み込んでいただき評価するのはとても大変だとは思うんですけども、加藤先生も本当にご多忙の中、対応していただいたと思いますが、ほかの先生にもまた見ていただく機会がありましたら、何名かの先生に見ていただくのが、中立度が高くなったり、より委員会のフィードバックとして豊かなものになるのかなと思っておりました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

和座委員。

和座委員 先ほどの子どもの意見を入れるということですが、実際に子どもの意見からまちづ

くりの、例えばこういった遊び場が欲しいということで遊び場ができたとか、あるいは施設の時間の部分で、もっと延長してほしいという声が出てきて、実際に延長したとかですね、そういうふうな成果をやっぱり明示するような形で、お子さんの意見が反映されてるという実感をお子さん自身が持てることも、これも非常に重要なことかなと思いますので、やっぱり具体的にいろんなことを吸い上げていただきながら、それを成果として示してあげることも重要じゃないかなと思います。

ですから、それがやっぱり子どもたちの前向きな気持ちを育んでいくし、極端なことを言えば、そういうふうな前向きな気持ちというか、何か全部こういうふうなことをやっていくということが、やはりいじめとか、そういったことをある意味では防いでいくことにもつながるんじゃないかなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。

では、私から一言だけ。

学識経験者の先生も、加藤先生からもご意見が出ていたように、やはりずっとここ二、三年ですね、点検評価のつくり方の在り方をいろいろ検討重ねている中で、こちら側からこうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないか。AからCというのはよろしくないのではないか、数字で確定していくのはよろしくないのではないか。あるいは、課題と方向性はきちんと分けたほうがいいんじゃないか、成果と課題は、きちんと分けたほうがいいのではないか。やはり改善してとてもよくなったという部分と、まだちょっと分かりにくいというご意見が書かれていたところに同調いたします。これからも、よりよいものを、お互い意見を出し合ってつくっていったらなと感じました。

以上です。

教育長。

教育長 様々ご意見ありがとうございました。

今回は令和5年度版ということで、教育施策にのっとった点検評価をそれぞれの立場でお話しいただいたので、本当に参考になりました。

各事業、個々の項目についても、もちろん必要だということは十分認識をいたしました。根本的な部分の本当の基礎の基礎というような、いわゆるここで言う松戸の学びモデル、その辺の考え方についても、新たな視点で見なければいけないタイミングだなと私自身は感じています。

何度かお話をさせていただきましたが、国では令和5年に既にその先を見越した教育振興基本計画が策定され、千葉県でも現在、県の教育振興基本計画第4次のもので作られています。

そういったものも踏まえながら、今日のご意見を参考にして、今後、本当に和座先生おっしゃったように、子どもが中心となるような教育施策を展開していかなければいけないなどいうことを改めて感じた次第でございます。ぜひ、また今後も適切なご意見、頂戴できればなど感じています。これを教育委員会事務局のほうもしっかり受け止めて、各施策に反映できればなど感じていますので。ありがとうございました。

教育長職務代理者 それでは、議案第29号を採決いたします。議案第29号について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。ありがとうございました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等、その他に移ります。

「松戸市戸定邸保存活用計画(案)のパブリックコメント実施について」。戸定歴史館にお願いします。

戸定歴史館長、お願いいたします。

戸定歴史館長 よろしくお願いをいたします。

お手元の資料9ページ、「松戸市戸定邸保存活用計画(案)のパブリックコメント実施について」、ご説明いたします。

国指定重要文化財の戸定邸、2034年に築150年を迎え、前回の保存修理工事から30年以上経過しております。このことから、現状と課題を改めて確認をし、文化財としての価値や魅力を適切に継承しながら活用していくこと。また、国指定名勝である旧徳川昭武庭園と一体となった保存・活用をすることを目的に、戸定邸保存活用計画を策定いたします。その内容

について市民の皆様へ公表し、意見を募集するものでございます。

まず、意見の募集期間でございますが、令和7年1月6日月曜日から2月5日水曜日までとなります。公表方法については、計画案を松戸市公式ウェブサイトへ掲載、閲覧場所は市立の博物館及び文化財保存活用課の埋蔵文化財分室、図書館本館及び分館、行政指導センター、あと各支所、まつど市民活動サポートセンターといたします。

意見の提出方法につきましては、同じく博物館及び文化財保存活用課の分室、各支所に直接持参をしていただく、もしくは郵送、ファクス、Eメール、あと市公式ウェブサイトのほうの専用フォームでの提出となります。

続いて資料4、保存活用計画（案）の概要について、ご説明をいたします。

別添の資料、A4横のものになります。

まず、保存活用計画でございますけれども、1番ですね、「大規模修繕や保存整備、耐震・防火等の防災対策などを実施し、文化財として大切に保存しながら、一般公開という活用を続けていくための指針となるもの」でございます。

まず、計画の策定の目的でございますけれども、先ほど冒頭申し上げましたとおり、戸定邸の現状と課題を改めて確認をして、文化財としての価値や魅力を適切に継承しながら活用する。また、国指定名勝である旧徳川昭武庭園と一体となった保存・活用をすることでございます。

計画を策定し、文化庁長官の認定を受けるメリットでございますけれども、認定を受けることによりまして、戸定邸の緊急時の修繕でありますとか、変更内容の部分についての自主的な修理が認可申請不要になること、また、今後の修理、整備に際して、国・県からの支援が受けやすくなることでございます。

4番の計画の基本方針でございますけれども、「戸定邸の価値や魅力を適切に保存、後世へ継承するため、関連資料を用いながら必要な調査を実施し、その記録を取った上で必要となる措置を講ずる」。また、「建物と庭園が一体となった価値や魅力を伝えるよう、活用にかかる現状と課題を把握し、課題の克服を図る」ことでございます。

5番、計画の経過、スケジュールでございますけれども、令和5年度は主に現地調査、あと区域、あと部位の設定を行ってございます。今年度に関しましては、計画案の検証、あと文化庁との協議を実施しておりまして、来年度、令和7年度に文化庁長官の認定を予定しております。

続いて2枚目、お願いいたします。

6番、計画の構成でございますけれども、第1章から第6章で構成をされてございまして、各章の主な内容に関しましては記載のとおりですけれども、第1章に関しましては文化財の名称や概要、あと文化財保護の経緯など課題を記載してございます。

第2章では、建造物の保存年代を設定して、部分、部位の設定、保護の方針を定めてその他建造物の維持管理に係る留意事項でありますとか、今後の修理工事の計画などを記載してございます。

次に、第3章、こちらは環境保全として雨水排水、あと支障木についての対処方針でありますとか、また、重要文化財以外の建造物についての保存・保全、その他区分として保護方針、定めてございます。

そして第4章は、防火対策、耐震、耐風、防犯、あとその他、獣害ですとか虫害の対処方針等を定めてございます。

第5章に関しましては、公開活用の基本方針と、あと、公開活用における管理運営の課題を定めてございます。

最後、第6章に関しましては、文化庁長官への届出、許可に関する、要する行為の範囲、あと、手続等を記載してございます。

以上、松戸市戸定邸保存活用計画（案）のパブリックコメント実施についてのご説明、させていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご質問等ございますか。よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回の計画は、記述から判断するに今後10年間にわたって、それぞれの目的のためにどんなことをやるのかということを示すものと理解してよろしいのでしょうか。

教育長職務代理者 戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 ありがとうございます。

期間に関しましては別段10年というのは定めてございませんが、近々でも調査研究しておりますので、新たなことが研究で分かれば、それは審議会等開きまして、反映をさせていただくと、その予定でございます。

以上でございます。

伊藤委員 分かりました。はい。

教育長職務代理者 ほか、よろしいですか。

では、私から1つだけ、お願いします。

なかなかこういったパブリックコメントは、上がってくるのが少ないので、また提出方法を伺いましたらなかなか難しいかなという部分もあるので、もう少し窓口というか、受付窓口が、楽な形で提出できるような形というのは取れないのかなと思って、お伺いします。

一番楽なのがホームページかなと思うところですが、意外とお気持ちある方というのは、ふだんに行かれてる方だと思いますので、それに準ずるような場所、図書館とかでももしかしたら受け付けてもよろしいのではないかと個人的には思いました。どうぞご検討くださいませ。

ほか、ございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ありがとうございました。

次に、「「松戸市いじめ防止基本方針」の策定に向けた、パブリックコメント（意見募集）手続の実施について」、児童生徒課長、お願いします。

児童生徒課長。

児童生徒課長 児童生徒課の志村です。よろしくをお願いします。

「「松戸市いじめ防止基本方針」の策定に向けた、パブリックコメント」の手続の実施について、ご報告いたします。

この基本方針につきましては、いじめ防止対策推進法第12条の規定により、地方公共団体は策定の努力義務となっております。本年度より総務部行政経営課にいじめ相談担当室が設置されました。市長部局と教育委員会が連携し、松戸市全体でいじめの防止に取り組む体制が整備されたことから、令和7年度施行に向けて策定を進めております。

基本方針の章立てとしましては、A4縦のカラー刷りの概要に記載のとおり、第1章から第4章まで構成しております。

細かい話ですが、第1章は、いじめの防止等のための基本的な考え方。第2章、松戸市におけるいじめ防止等に関する取組として市長部局と教育委員会のそれぞれの取組のものを記載しております。第3章では、学校におけるいじめ防止等に関する取組を具体的に記載しております。最後に第4章で、重大事態の対処としまして、重大事態についての基本的な考え方と対応の流れ、必要があれば市長による再調査ができる旨を記載しております。

この基本方針（案）を基に、A4横のカラー刷りのスケジュールに記載のとおりですが、

年明け令和7年1月6日から2月5日までの1か月間で、広く市民などから意見を求めるパブリックコメントを実施したいと思います。

なお、公表内容は、お手元にございます松戸市いじめ防止基本方針（案）となっております。

公表方法は、市のホームページへの掲載、各支所、本館、地域館、分館の各図書館、まっど市民活動サポートセンターなどで閲覧となります。

以上、報告となります。お願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。何かご意見、ご質問、ございますか。

和座委員。

和座委員 これは今後、基本方針について内容を決定していくという流れなんだと思いますけれども、私、通読して思ったこと、少しだけ述べさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、私自身の問題意識としては、やはりいじめそのものが発生してからの様々な早期発見とか、それからその後、どういうふうにして対処していくかということについては、今まで私も文部科学省とかいろんな勉強会の中でも、事細かにそこら辺はいろんな話が出てくるんですけども、じゃあその、そもそもこのいじめをなくすために、未然にどういうふうにして、どういう環境をつくっていくかということについての議論があまりなされてなかったような気がするんですね。

これ見ますと、この未然に防止するということは5ページのほうにありますね。（ア）から（エ）まで書いてあります。僕としてはこの辺りのボリュームに関しては、例えば多様性についての認識が、それぞれみんな、いろんな人がいていいんだよと。何もその、何か自分の気に食わない人をいじめるんじゃないくて、もういろんな人がいていいんだ。そういうふうな気持ちというのは、すごく大切だと思うし、そういった多様性についての記述があまりないような気がします。

それからあと、先ほどから何回も話しますが、子どもがやはり、もう自らいろんなことに参加していくような、そういった取組というのがすごく大切だと思うし、そういう意味では、今回このロゴマークですね、「みらいドア」ということでロゴマークを、これ子どもたちが作ったという、これなんかもすごくいい、僕、取組だと思うんですね。

そういうふうなことをしていくことによって、やはりまた未然に防いでいくということが出てくるのではないかなというふうに思いますし、先ほどちょっと話した、いわゆるその発達障害も含めたいろんな子どもたちがいていいわけであって、その中で人間的に、みんな

幸せな社会をつくっていかうねというようなところのインクルーシブな、差別ではなくて、区別してしまうんじゃないかと、そういう気持ちも大切だと思うし。その辺のところをもう少し膨らませればいいのかなど思いました。それをちょっと、感想として述べさせていただきます。

それからもう一つは、実際に今、やはりいじめの部分で非常に問題になっているのが SNS を含めたインターネット上でのいろいろな問題があります。大体小学校の40%と中学校の80%がスマホを持ってると言われていて、お子さんたちがそのスマホを使いながらいろんな形で連絡を取り合う中で、仲間外れにされたり、全くその自分たちのグループから疎外されてしまったり、そういうことが実は非常に大きな問題になって、子どもたちの心に影を落としているということがあります。

だからこのインターネットを介しての、いじめの対策というのは非常に重要だと思うんですが、これも6ページに、(エ)としてちょっと、ある程度、総論的なことしか書かれておりません。その部分も、もう少し具体的に、例えばですね、SNSを利用する場合の基本的なルールとしてこんなことがあるよと、他人の悪口だけは言っちゃいけないよと。それから不確かな、そういう情報を拡散してはいけないとか。それから、まあそういった個人情報なんかはすぐに入れたらいけないとかね、それはそのグループによってまた違いますけれども。そういった基本的な部分で何か問題があったときには、すぐにお父さんやお母さんや保護者や、あるいは先生に相談するんだよ。自分の中で閉じ込めてはいけないよとか、そういったいろいろなルールがあると思うんですね。そういうふうなものも含めながら、いじめの対策について、もう少し膨らませた形で書いていただくといいかなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

中西委員。

中西委員 中西です。

これは国のほうでいじめ重大事態のガイドラインが改定されてると思うんですね、たしか8月だったと思いますが。それは何らかの影響を記述に及ぼしているのでしょうか。

教育長職務代理者 はい、お願いいたします。

児童生徒課長。

児童生徒課長 ありがとうございます。

8月に重大事態のガイドライン、改定されておまして、以前ですと学校主体か教育委員

会主体かというところで、教育委員会主体でやる場合につきましては、いじめ対策委員という第三者を入れてということでおったんですが、今回の改定を参考というか、しまして、学校主体でやる部分につきましても第三者を入れるということで、内容としましては5ページの、上から、オのところになります。「教育委員会は、いじめの重大事態の調査において、学校が調査主体になる場合に」ということで、この文言を入れさせていただいております。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいですか。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

2ページの1章の1、いじめの定義の米印、「児童等とは、児童または生徒のことである」というところがありますが、今回このいじめ防止を市でやることに関しては、3ページに「18歳以下の」という対象になっているところが少し気になるというか。いじめの定義は、文部科学省のいじめ防止の法律でできたものですけれども、そこ18歳までとなると、その小さい年齢のお子さんたちへのいじめの定義って何なんだろうかというところの整合性というか、そこに関してどう捉えていくかというものの概念的なものがないと、小さいお子さんたちがいじめられたかどうかという判断とか、保護者の方への対応のところは全ての取扱いになったときに、とても難しくなるのかなというところは、何かしら検討が必要と思います。

こども家庭庁のホームページなど見てみたんですけど、自分も見つけられなくて、その部分に関して、少し考慮していくというか、もう少し調べてパブリックコメントとかで残そうかとは思っています。ほかの市町村はどんなふうに判断しているのか。もしくは、こども家庭庁はどのように、そういう部分は判断しているのだとか、文科省も幼稚園は管轄だと思いますので、幼稚園でのいじめの定義というはあるのかどうかなどの意見聴取というか、そういう根拠的なものは少し検討、必要になるのかなというのがありました。

子ども、18歳まで、本当に小学生・中学生・高校生というのは、自分で意見してどうだこうだと言えるし行動も起こせるけれども、それ以下の方たちも、この基本方針にのっとってケア、サポートしていくとなると、ある程度のものが必要なのかなというのを少し読んでいて考えました。

あと、全体読ませていただいて、和座委員と全く同じ意見の、未然防止のところはとにかく大切だと思いました。和座委員は多様性とおっしゃいましたが、とても共通な感覚

なのと、もともと人権ってとてもつながってるなと思ったんです。多様性もそうですし、差別とか理解ができないというのも、みんな違ってみんないいんだというのは、人権理解に結果なるので、保護者の方、子どもに対する人権の啓発というのを大人全体に、本当に広がっていただけたらなと思います。

また、未然防止の中の8ページの下のほうに、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。併せて家庭との連携を密に図ることで、安心感を持たせられるというところで、様々な課題があるお子さんが、もしかしたら加害というところで、この表現は誤解を生むかもしれないですけど、絶対駄目と、許されないと言うことというのと、加害してしまった子への再教育だとか再指導だとかというところの、これは施策というわけじゃなくて、実践的な、現場レベルなのかもしれないかもしれませんが、その取扱いなど、その精神的な部分だとかを少しでも入れていただけたらいいのかなというところは感じて読ませていただきました。

これを、もっと広がることによって、今まで小中学校の重大事態とかは知ってたんですけど、高校生、市内で高校生に何かあったときにどうなってるのかなというのは、とてももやもやしてたところがあったので、これが市内に通ってる高校生、もしくは私立の小中学校に通ってるお子さんたちもSOSとか困ったこと、保護者の方も両方出せるようになるのはいいことだなと思って、この文章を読ませていただいております。

意見になりますけれども、私もパブリックコメント書きたいと思っております。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

いろんな思いがあるかと思しますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。また皆さんも、もしよかったらパブリックコメントお願ひしたいと思ひます。

事務局からのご報告、お願ひいたします。

伊藤委員 ちょっとまだいいですか。

教育長職務代理者 すみません、失礼いたしました。

伊藤委員、お願ひいたします。

伊藤委員 ちょっと簡単に。このいじめのところ、9ページに「家庭・地域等との連携」とか「関係機関との連携」というのがあるんですが、特に地域については、学校に対する地域の関心はこれからも高まっていくし、あと、いわゆるコミュニティスクールというような形

で、いろいろ学校の運営に地域の声を反映させる制度が、これからも出てくると思います。

従って、地域の、特に組織化されたコミュニティスクールとか、そこで協議会とか何かありますよね。だからそういったようなところの関与をどういうふうに考えるのかというようなことを、ちょっとここに少し簡単に触れられる、あるいは言葉を出すだけでもいいと思うんですけども、ちょっと考えてほしいと思います。

それから関係機関との連携の中に「警察との連携」という言葉があるんですが、警察の人から話を聞いても、とにかく警察には、通報してくださいと、そういうことが起きたら通報してほしいというようなことを強く言っておられて、警察のこういういじめの問題に対する関心というのは強いので、ここの表現を「警察との連携については、必要に応じて」云々という程度ではなくて、どの程度のいじめならというのは、それはある程度区別しなきゃいけないんでしょうけれども、「警察への通報」という言葉を、ぜひここに入れていただければいいなと感じました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、またパブリックコメント等を通じてご意見伺えたら、なおいいものになっていくのではないかと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局からのご報告、お願いいたします。

教育政策研究課長、よろしく願いします。

教育政策研究課長 教育政策研究課の秋田でございます。

両面印刷のこちらの紙のほうで、広報誌の名称の決定と受賞について報告させていただきます。

昨年度から発信しております教育広報誌の名称につきまして、令和5年5月に市内の小中学生から作品を募集したところ、31作品のご応募をいただきました。この31作品の中から5作品を名称広報作品として選定し、令和6年8月に市民の皆様による投票において最終候補作品1作品を選定いたしました。

最終候補作品を基に選定委員会にて協議いたしまして、広報名称を「みらいドア」に。ロゴタイプ、中段の右側でございますとおり、決定いたしましたので、ご報告いたします。

こちらの「みらいドア」は、松戸市立第一中学校3年生の清水怜奈さんの作品であります。理由としましては、「教育広報誌の名称と聞いて教育に関する言葉を考えてみました。色々出てきた中でやはり教育は子どもたち、そして日本の未来のためにあるものだと思います。未来という言葉を入れました。ひらがなにしたのは、だれでも読みやすく、広報誌の名前をすぐ覚えてもらえるようにするためです。そしてこの広報誌が誰かの未来へのドアを開く手助けになればという願いを込めてドアという言葉を取り入れ、「みらいドア」という広報誌名称にしました」というご意見をいただいております。そのようになるように、私ども努力していきたいと思っております。

なお、下段の「受賞者一覧及び授賞式について」のとおり、最優秀賞または優秀賞を受賞された児童生徒の皆様には、裏面にごさいますけれども、授賞式をさせていただきたいと、日時が12月23日、午後3時からですね、市役所5階の市民サロンにおいて教育長から賞状と記念品、クオカードのほうを差し上げたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 いいですか。これ、随分私、こだわってるんですけど、名前を子どもたちから募集するというのはすごくいいことだと思うんですが、名前募集して表彰するだけというのは、もう、ちょっと一昔前の発想だと思うんですね。せっかくこういう形で子どもたちに関与してもらったのであれば、その編集とか、せめてどういふことをこれで扱ったらいいというふうなこと、アイデアを募るとか、実際のその紙面に子どもたちの意見を反映していくということが今の時代あっていいんじゃないかなと思うんですね。

だから、そういうところまで今後検討していただければありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

教育長職務代理者 お答え、もしあればお願いします。

教育政策研究課長。

教育政策研究課長 教育政策研究課長でございます。

今のところ、まだそこまで検討してございませんけれども、今後、来年度の紙面を作るときから検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。前向きに検討下さい。

和座委員。

和座委員 この名称の意味と考えた理由というのを、もう初め僕、読んだときに、これ子どもが書いたんですね、これね。だけど本当にすばらしい文章ですね、これ自体が。だから本当にしっかりと頭の中で考えられる人だと思います。こういうふうな、やっぱり子どもたちの意見というの、さっき僕、話しましたが、やっぱりいろんな形で結果として示していくとか、成果として出していくということはすごく重要なことだと思うし、もちろん表彰してこういうことでできたねというのは結果として出る、それは1つの大きな果実だと思いますけれども、実質これからこういった広報誌の中で、彼らがどんな形で意見を表明できて、あるいは、場合によってはその編集の中での様々な考えを述べていくということがすごく私は重要じゃないかと思うので、中西委員の意見、僕も大賛成です。よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 私からもよろしいでしょうか。

優秀賞になられたほかの作品ですけれども、月齢を見ますと随分幅がありまして、やはり中学3年生がなるほどというところもございますので、できれば広報まつどとか、そういったところに、この優秀作品も一度は掲載していただくようなこともあってもよいのではないかと思います。というのは、博物館のほうでお子さんたちに模写の絵を描いていただいたときに、物すごく子どもたちが喜んで足を運んでくださり、保護者の方たちの関心度も高かった。それで、今、中西委員がおっしゃったように、やはり自分が関わって自分が載っているということが、関心を引きつける1つの大きな要素になるんだと思います。

もちろん、先ほどのいじめのほうでも未然防止のところ、最下段のほうでしょうか、子どもたちが関わるという施策が書いてありましたよね。そういった形で、本人たちが関わったことに対してすごく関心を持ってくれるというのがやはり流れだと思いますので、ぜひこの4名に関してもご検討いただければ、あるいは中西委員が今おっしゃった意見も非常にすばらしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、委員の方からのご報告、伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 時間が押しているときに申し訳ないんですけども、簡単に一枚紙で報告させていただきます。

今年度、二度、中学校と小学校を学校訪問させていただいたので、ちょっと気づいた点だけを記述しております。

基本的には読んでいただきたいのですが、1点だけ、河原塚中学校で、学校側から「校外

での活動で自分たちを客観的に見る力が弱いと周囲に迷惑をかけてしまう場合が見られる」という言い方をされて、登校時の通行マナーなんかを例に挙げておられたんですけども、たまたま私が各教室の視察を終えて部会が始まる前に、ちょっと別件があって外に出たんですよね。そうしたらまさしくちょうど下校するタイミングで、広い歩道が、もう学生でいっぱい、それに向かってすれ違おうものなら大変だという状況になっていました。たまたま学校訪問の日で、一斉に皆さんが帰ったということもあるのかもしれませんが、こういうのは学校サイドでよくきめ細かく注意を払ってやらないと、やっぱり地域とあつれきを起こすのかなという気がします。学校サイドはそれはもう分かっているみたいですので、できればそういうのはなくしてもらいたい、さらなる努力をお願いしたいと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

◎議案第30号

教育長職務代理者 それでは、これより議案第30号「令和6年松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第30号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方は退席をお願いします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、教育総務課専門監、教育総務課課長補佐、学習指導課長、学習指導課課長補佐、学校施設課長、学校施設課課長補佐、学校施設課主査、以上となります。そのほかの方は退席してください。よろしいでしょうか。

傍聴人の退出及び説明員の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

（関係職員以外の職員退席）

（以後、秘密会）

◎議案第30号

教育長職務代理者 それでは、「令和6年松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」、を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 議案第30号「令和6年松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」、ご説明申し上げます。

本件の提案理由は、令和6年松戸市議会12月定例会に議案として提出を予定しております補正予算議案の作成に当たり、教育費について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見聴取の申出があったことからご審議いただくものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをご覧ください。

歳出より順次ご説明いたします。

小学校費、学校管理費、小学校施設維持管理事業4,500万円及び中学校費、学校管理費、中学校施設維持管理事業3,000万円につきまして、小学校、中学校ともに施設設備の保守点検等において指摘を受けるなど、早急に改善を求められる事項について、安全確保を図るため、緊急に修繕及び工事を実施するための経費について補正を行うものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

債務負担行為は、複数年度にわたる事業の経費を支出する必要がある場合に設定し、将来の財政負担を伴うものでございます。

教職員用教科書及び指導書購入費の限度額8,366万4,000円につきましては、令和7年度は公立中学校の教科書採択替えの年であり、教職員の教科書及び指導書を購入するため令和6年度から令和7年度までの2年間で設定するものです。

説明は以上です。

なお、質疑につきましては、担当課からご回答させていただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第30号については、ただいまの説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。ご質問等ございますか。

中西委員。

中西委員 中西です。

そもそも施設点検とか要望の結果、早急に改善というのは、これ、具体的に何か説明をいただかないと、何に4,500万円とか3,000万円かかるのか分からないので、その説明をお願いします。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いいたします。

学校施設課長 消防点検など、各種点検の報告により指摘のありました内容について、是正するものなどが含まれております。まだ学校からの要望が随時上がってきておりますので、雨漏りですとか建具の修繕とか、電気関係、照明からエアコンといったもの、各種細かいものになります。そういうものの修繕を行うものでございます。

例年ですと3月補正で修繕費の増額補正をいただいておりますが、今年度につきましては、高架水槽が多くひずんで危険な箇所等が見つかり、緊急修繕が必要になるなど、例年に比べて9月末での修繕費、特に小学校の修繕費の執行額が増えている状況でございます。

また、各種法定点検も終わり、年度内での修繕のめどが立ち、例年3月補正が成立してから一気に修繕業者に発注しておりましたが、12月補正とすることで計画的に、また消防設備などの修繕については早期に修繕が可能となることから、今回3月補正ではなく12月補正で上げさせていただいたところでございます。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

中西委員 要は、細かいもの全部積み上げたらこれぐらいの額になるということでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いいたします。

学校施設課長 まずは当初に予算、ある程度頂いてはいるんですが、随時点検とか学校の要望が増えてきて当初予算では足りなくて9月に1回補正させていただきました。

9月でまた修繕費頂いたんですが、また修繕の執行率とかが予想以上に高くなりましたので、3月まで待たずに今回は12月補正といったところになります。

以上です。

教育長職務代理者 何件くらいとか、内容とか、そういったことがお知りになりたいという形でしょうか。

中西委員 何となく質問と答えが一致してないような気がする。要は、積み重ねていったら、この4,500万円とか3,000万円になりましたよということでもいいわけですよ。

学校施設課長 はい。

中西委員 はい。

教育長職務代理者 恐らく内容とか件数みたいなものが具体的に見える形を想像されたのかなというふうに思いますが、そういった形ではなくてというところでしょうか。ちょっと補足、説明していただけたらありがたく思いますが。

中西委員 そうですね。要は何件分とか何校分とかというのが少し分かれば何となくイメージがつくんですけど。ただ4,500万円とか3,000万円の数字だけが出てると、何だろうなという気がするんですけど。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 大体年間、我々1,500から1,600件くらいの修繕を行っています。大体当初予算では、その3分の1ぐらいしか頂けないのが現状でございます。ただ、それというのは点検とかを夏休みとかにやりますので、実際にはまだ分からないものですので、予算のつけ方としてはそうなのかなといった中で、ある程度、区切りの中で、当初予算、9月補正、3月補正という形で年3回の予算を頂く形で、通年大体1,500から1,600件前後を行っているといったところでございます。

それで今回、今、9月末の時点で大体775件ぐらいこなしているところでございますので、あと倍の700件とか、そのくらいの件数をこなすだけの予算を積み上げて積算してるといったところでございます。

以上でございます。

中西委員 はい、少しイメージがつかえました。

教育長職務代理者 なかなか数が多いので、ちょっとイメージしにくいですがけれども、例年にもっと先、3月にあったものが今回12月にということですね。

学校施設課長 そうです、はい。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 消防ということがあったんですけど、具体的に、その消防の点検で、何をどんなふうに修繕されるのですか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 消防設備というのは、一番身近なものは火災報知器ですけど、火災報知器、よく全部、こう。ピッピッピッとやって点検して。作動してない教室とかあった場合は、やはりそれ1か所5万円ぐらいで直さなくちゃならない。それから日常使ってるエアコンとか、それからあと照明器具も、玉がつかないから、玉を用務員が交換してもつかないとなると、

本体が悪いということになりますので、それをやはり交換すると、2万円、3万円とかかかっていきます。

それからあと、戸が急に閉まらなくなったとか、鍵を回したら壊れたとかです。

山形委員 細かい。

学校施設課長 細かい物から、あとは先ほどちょっと言いました受水槽が亀裂、入って800万円ぐらいかかったりですとか。それからあとは、あつてはならないんですけど、電気が突然、全館停電になってしまって、その修繕で200万円、300万円かかってしまうといったところもございます。

以上でございます。

山形委員 すみません、補足で。

消防の、各教室の防災になるんですけど、今、学校が運営してる中で、本当緊急ですぐということ、ないということですよ、基本的には。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 基本的には消防のほうからは緊急だと思われてますので、消防関係で火災報知器が作動しないということは、そこが、未警戒になってしまうので、それについてはすぐ対応はしているんですが、やはりこの予算との連携があるので、やはり遅れてしまう、それよりも早めに直すということで、今回、12月という形になっています。

山形委員 ありがとうございます。よく理解できました。

教育長職務代理者 よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして、議案第30号の質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。議案第30号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定しました。

教育長職務代理者 以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入出を許可いたします。

再開の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 ご報告いたします。

秘密会にて、議案第30号は原案どおり決定いたしましたことを報告します。

本日、予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてでございます。次回、教育委員会会議は、令和6年12月11日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、次回、令和6年12月定例教育委員会会議は、令和6年12月11日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 では、以上をもちまして、令和6年11月定例教育委員会会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前12時41分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員